

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(仮称)(中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の一部改正に係る部分)
規制の名称	中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律に係る書面掲示規制
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課
評価実施時期	令和5年1～3月
規制の目的、内容及び必要性	<p>現行の中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律においては、共済団体に対して、事務所における標識の掲示を義務付けており、国民等は必要な情報を確認するためには事務所に赴く必要がある。</p> <p>この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。</p> <p>厚生労働省が共済団体に対して規制の内容の変更を情報提供することにより、共済団体によるインターネット公表を促すことも考えられるが、国民等が必要な情報へのアクセスを確実に確保するため、特定の場所における書面掲示義務に加え、インターネット上での公表義務を事業者等に課すこととする。</p> <p>なお、本規制は、デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直しの基準を踏まえたものである。</p>
直接的な費用の把握	<p>【遵守費用】 インターネット上での公表義務を加えることにより、共済団体は、自らが共済事業を営むことができる法人として厚生労働大臣の認可を受けたものであることを示す標識をインターネット上で掲載するための対応が必要となるが、共済団体になることが可能な法人の多くは、既にインターネットを利用して広告等を行っており、インターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。</p> <p>未施行の法律であるため、共済団体の数は未確定であるが、施行後は現在特定保険業を行っている団体から共済団体への移行が想定されるところ、その中で本法律の認可要件を満たす可能性があるのは2団体と考えられる。対象数を2団体とした場合、遵守費用総額としては、1団体当たりの単価が(作業員1名×2時間×時給2000円)、2団体で計8000円となる見込みである。</p> <p>【行政費用】 厚生労働省が共済団体に規制の内容を周知・広報を行うに当たっては、認可された共済団体に対してメール等でお伝えすることや、省のHPへの掲載等により、十分周知が可能のため、特段の行政費用は発生しない。</p>
直接的な効果(便益)の把握	-
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響は想定されない。

費用と効果(便益)の把握	-
代替案との比較	-
その他の関連事項	本評価の活用は行っていないが、今後、関係団体等に対して、各団体が標識のインターネット上での公表を行うための遵守費用として「作業員1名×2時間×時給2000円」という評価の要素を用いていることを説明し、情報収集や議論を行う予定である。
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。